

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年1月13日（金）午後1時30分
2. 閉会日時 令和5年1月13日（金）午後2時15分
3. 開催場所 富田事務所 2階会議室
4. 出席委員
1番 尾崎 義治 2番 市川 博 3番 本田 勉
4番 後呂 豊 5番 栗栖 一 6番 木戸 孝
7番 鈴木 隆文 9番 南 喜久治 10番 小野 真一
11番 清水 哲治 12番 杉谷 孫司 14番 楠本 徹男
5. 欠席委員 8番 藤原 久恵 13番 柏木 彰文
6. 事務局 局長 古守 繁行 係長 尾原 圭 主任 石川 智寛
主査 大平 真也
7. 議事日程 開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
議案第1号 農地法第5条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画の決定について
議案第4号 農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について
その他
閉会

8. 会議の概要

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から1月の農業委員会を開催させていただきますと思います。それでは早速ですが、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、8番の藤原 久恵委員、13

番の柏木 彰文委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区の推進委員さんに出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。6番の木戸 孝委員と12番の杉谷 孫司委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

6番委員 はい
12番委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、事務局より報告願います。

係長 はい、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知につきましてご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。対象地は〇〇他2筆で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は合計504㎡です。賃借人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、賃貸人は〇〇の〇〇さんです。賃借権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのこと。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第1号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号 農地法第5条の規定による許可について上程致します。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第1号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。申請地は、〇〇他1筆で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は合計386㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳外3名です。所有権移転を伴います進入路への転用申請です。申請理由は譲渡人については当該地を相続により取得したが、現在耕作しておらず、手放したいと考えたため本申請に至りましたとのことで、譲受人については隣接地の山林への進入路として利用したいと考え本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 人家の奥地にあるため、問題ないと考えます。別件の話にはなりますが、最近地籍調査の現地確認をした場所になります。申請があり、許可した場合には連携をお願いします。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第1号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。1番につきましてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は、台帳は田、現況は雑種地、面積は241㎡です。借人は、〇〇の〇〇さんで、貸人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。賃借権の設定によるキャンプ場兼駐車場への転用申請で、転用期間は許可日から10年間の一時転用です。申請理由は、貸人については当該地を相続以前から耕作できておらず、有効利用を考えていた借人と話がまとまったため本申請に至りましたとのことで、借人については当該地をキャンプ場兼駐車場にしたいと考え、本申請に至りましたとのことです。また、すでに工事が施工されているので始末書付きの申請となっています。なお、本申請地の農地区分は、都市計画法に基づく用途地域内のため第3種農地となります。

続きまして、2番につきましてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。申請地は、〇〇他1筆で、地目は、台帳は〇〇番が畑、〇〇番が田、現況はともに雑種地、面積は合計1,004㎡です。借人は、〇〇の〇〇さんで、貸人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。賃借権の設定によるキャンプ場兼駐車場への転用申請で、転用期間は〇〇番が許可日から10年間、〇〇番が許可日から2年間の一時転用です。申請理由は、貸人については当該地を長年耕作できておらず、有効利用を考えていた借人と話がまとまったため本申請に至りましたとのことで、借人については当該地をキャンプ場兼駐車場にしたいと考え、本申請に至りましたとのことです。また、すでに工事が施工されているので始末書付きの申請となっています。なお、本申請地の農地区分は、都市計画法に基づく用途地域内のため第3種農地となります。

続きまして、3番につきましてご説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は、台帳は畑、現況は雑種地、面積は257㎡です。借人は、〇〇の〇〇さんで、貸人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。賃借権の設定によるキャンプ場兼駐車場への転用申請で、転用期間は許可日から10年間の一時転用です。申請理由は、貸人については当該地を長年耕作できておらず、有効利用を考えていた借人と話がまとまったため本申請に至りましたとのことで、借人については当該地をキャンプ場兼駐車場

にしたいと考え、本申請に至りましたとのことです。また、すでに工事が施工されているので始末書付きの申請となっています。なお、本申請地の農地区分は、都市計画法に基づく用途地域内のため第3種農地となります。

続きまして、4番につきましてご説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。申請地は、〇〇他1筆で、地目は台帳、現況ともに田、面積は合計1,658㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います太陽光発電施設用地への転用申請です。申請理由は、譲渡人については長年耕作しておらず農地の管理が困難な状態にあり、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人については太陽光発電の事業用地として土地を有効活用したいと考え、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、都市計画法に基づく用途地域内のため第3種農地となります。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番から4番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 4番については、隣接地も太陽光を設置している事業地ですので異議ございません。1番から3番については異議があります。本来は始末書添付のうえ申請ということであれば、次回からは気を付けるようにと念押しで許可してきています。しかし、去年の1月に隣接地で申請が出てきています。その際に転用の際に届が必要なのはわかっているはずですが。農業委員会を軽く見られているような気がします。最終的に許可するにしても、何かしらの戒めがあっというように思います。私個人としては、継続審議として、本人の意思を確認したうえ、来月の会議で審議することを提案します。皆さんいかがでしょうか。よろしくお祈りします。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

〇〇委員 許可日から2年間と10年間の一時転用で申請が出てきています。一時転用とはどういった意味なのでしょう。期間の経過後は現況復帰されるということでしょうか。

係長 期間が切れる際には、再度継続の申請をするか現状復帰するかの双方で相談してもらい、結果に応じて農業委員会に上程する必要があります。

〇〇委員 原状復帰することは不可能だと思います。あまりにもその場のぎな申請に思います。一時的に選挙の事務所を置くためとして利用するというのであれば理解はできます。今回のようなケースのように土砂や碎石を入れて10年も駐車場として利用した場所を復旧させて田や畑に戻すことは考えられません。

係長 今回の申請地は長年耕作を放棄されている農地です。現状復旧となれば碎石等は撤去してもらふこととなります。

〇〇委員 なぜ、10年間と期間を設定せずに恒久的にしないのでしょうか。

係長 貸人と借人との話の中で、折り合いがついたために申請として上程されています。

〇〇委員 個人同士の契約期間は10年でも構いません。一時転用なので、地目上も農地として残るわけです。

係長 許可がされれば10年間は一時転用期間ということで、農地ではないという扱いにはなります。

〇〇委員 課税もその期間は農地としては見てくれないと思います。農地として置いておくメリットがないように思います。農地として守るために一時転用という制度があるわけです。10年も駐車場として利用することについて、一時転用の申請は意味が理解できません。

局長 一時転用後の利用についての件と農地法を知ったうえでの始末書付きの申請の件の2件は、農地所有者と転用行為実施者から話を聞いた後、来月以降の農業委員会でお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員 1か月間、許可を保留する間、県にこういったケースの取扱い方法を確認しておいてください。

〇〇委員 10年もすれば、貸借ではなくて、売買に発展していくように思います。

議長 ありがとうございます。議案第2号の4番については、申請通り承認いたします。1番から3番については、継続審議といたします。続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。なお、2番につきましては〇〇委員、6番につきましては〇〇委員が当事者でございますので、まず、1番、3番から5番、7番から9番につきましてご審議いただきたいと思います。事務局より説明願います。

係長 はい。議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は9件、10筆で、面積は合計4,964㎡となっております。2番以外が、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。また、1番、3番から6番が使用貸借権、残りが賃借権の設定です。続きまして、1番、3番から5番、7番から9番の詳細

についてご説明いたします。まず、1番についてご説明いたします。議案書の13ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は154㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年2月1日から5年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の16ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は畑、面積は642㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年2月1日から5年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さんを貸付先として予定しております。

続きまして、4番についてご説明いたします。議案書の18ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は1,193㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年2月1日から9年9か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、5番についてご説明いたします。議案書の20ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は658㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年2月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、7番についてご説明いたします。議案書の24ページをお願いいたします。申請地は、〇〇他1筆で、現況地目はともに田、面積は合計705㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年2月1日から5年1か月間の貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さんを貸付先として予定しております。〇〇さんについては、8番、9番についても貸付先として予定しております。

続きまして、8番についてご説明いたします。議案書の26ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は360㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年2月1日から5年1か月間の貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、9番についてご説明いたします。議案書の28ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は626㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年2月1日から5年1か月間の貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。また、1番、3番から5番、7番から9番について書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願ひ致します。

議長

事務局からの説明を終わります。1番、3番、4番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 1番と3番は現在も耕作されていますので、異議ありません。4番は今まで耕作放棄地だったところです。木の株が少し残っている状態だと思います。10年間の契約ですので、見守っていきたいと思います。異議ありません。

議長 5番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 7番から9番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第3号の1番、3番から5番、7番から9番につきまして、計画の決定を承認致します。続きまして、議案第3号の2番、6番につきましてご審議いただきたいと思います。〇〇委員、〇〇委員が当事者となっておりますので、退席をお願い致します。～〇〇委員、〇〇委員退席～それでは、事務局より説明願います。

係長 はい。議案第3号の2番についてご説明致します。議案書の14ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は223㎡です。借人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年2月1日から10年間の賃借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、6番についてご説明致します。議案書の22ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は403㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年2月1日から10年間の使用賃借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。2番、6番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ありません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。
全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第3号の2番、6番につきまして、計画の決定を承認致します。それでは、〇〇委員、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員、〇〇委員着席～続きまして、議案第4号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第4号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更についてご説明致します。これは農用地の除外申請について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。1番についてご説明致します。議案書の30ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は1,130㎡です。申請者は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、変更後の土地利用目的は、太陽光発電施設用地です。変更理由は、農地の管理に苦慮していたところ、太陽光発電の事業用地として売却の申し出があったため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、2番についてご説明致します。議案書の32ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は、台帳は田、現況は畑、面積は242㎡の内2.25㎡です。申請者は〇〇の〇〇さん〇〇歳で変更後の土地利用目的は、無線基地局用地です。変更理由は、〇〇株式会社から携帯電話サービスエリアを拡大するため、アンテナを設置したいと申し出があったため、本申請に至りましたとのことです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～なお、書類を精査したところ、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第4号の編入するための要件、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の各号の除外するための要件を全て満たしております。精査内容は、「計画面積の妥当性」、「農用地区域外の土地をもって代えることが困難」、「農用地の集団化・農作業の効率化等、総合的な利用に支障を及ぼさない」などで、要件の全てを満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員が欠席となっております。事務局に連絡等ありましたか。

係長 〇〇委員より、当該地は現在耕作者がおらず、獣害がひどい場所であり、申請人が同意しているので異議ありませんとのご連絡をいただいています。

議長 2番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ありません。

議長 他委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第4号につきましては、異議なしとして町長に回答いたします。以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

係長 ～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について～
～視察研修について～
～新年会について～

議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和5年2月10日（金）午後1時30分から日置川拠点公民館 会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。
～楠本会長は、午後2時15分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。